

ID: 84

担当部署: 福祉環境課

<b>処分の概要</b>	医療費の助成金の返還		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町特別医療費助成条例 第12条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第98号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (医療費の助成金の返還)  第12条 町長は、偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けた者があるときは、その者から既に支給した医療費の助成金の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成 26 年 7 月 1 日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日